



## 児童手当について 現況届の提出が必要です

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77・3914

児童手当は中学校修了前までの子どもを養育する父母などに手当を支給する制度です。現在受給中の方で令和3年6月分以降も受給するためには、現況届の提出が必要です。

### ■児童手当現況届とは

毎年6月1日における受給者(子どもの父・母)および児童の状況を把握し、6月分以降も引き続き受給資格があるかどうかを調査するものです。

### ■手続き方法

対象の方には、5月下旬頃に「提出書類」一式を送付しました。**6月1～30日までの間に関係書類を提出してください。**

### ■提出書類

【全員が提出するもの】

- ・ 現況届
- ・ 受給者(振込口座の名義となつている方)の健康保険証の写し

【現況届提出時に支給対象児童と別居している方】

別居監護申立書(対象の方には書類を同封しています)

### ■注意事項

- ・ 現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられな

くなりません。(申請の翌月分からの適用となり、原則遡っての受給はできません)

- ・ 令和2年分の所得税確定申告や市町村民税申告がお済みでない方は、所得の審査ができませんので、申告をお願いします。
- ・ 出生や転入などにより、芝山町で新たに受給を開始するこ

ととなり、支給額が増額となる場合には受給者からの申請が必要となります。

### ■申請窓口

福祉保健課子育て支援係

■支給月 6月・10月・2月



▲2年ぶりに空を泳いだ鯉のぼり(芝山公園)

### ■支給月額

受給者(生計中心者)が所得制限額未満の方		
3歳未満	15,000円	一律
3歳以上 小学校修了前	10,000円	※第3子以降は15,000円
中学生	10,000円	一律
受給者(生計中心者)が所得制限額以上の方		
特例給付	5,000円	

## 第三者行為による傷病を受けたら必ず届け出を

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3913

交通事故や傷害事件などの第三者行為によって傷病を受けた場合でも、届け出をすることで国保加入者は保険証を使って治療を受けることができます。

第三者行為で受けた傷病の医療費は、原則加害者が全額負担するべきものです。届け出し保険証を使って治療を受けると、国保は加入者の医療費を一時的に立て替え、後に加害者に費用を請求します。

### ■国保を使用できない場合

- ・ 労災対象の事故
- ・ 犯罪行為
- ・ 飲酒運転や無免許運転などの法令違反での事故
- ・ 闘争によるけが

### ■「第三者行為による傷病届」の提出が必要です

当該の傷病を受けた場合は、町民税務課国保年金係へ速やかに届け出をしてください。

※届け出をする前に加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、国保が使えなくなります。示談を結ぶ前に必ずご相談ください。

## 助成

### チャイルドシートの購入 助成金を交付します

問 総務課 自治振興係 ☎77・3903

町では、チャイルドシートなどを購入する際に助成金を交付しています。

#### ■助成対象

チャイルドシート  
購入時に芝山町に住所を有し、かつ満6歳未満の子どもを養育している保護者

#### ■対象物

チャイルドシート、ベビーシート、ジュニアシート

#### ■助成額

チャイルドシートを使用することとなる満6歳未満の子どもに対し、**1台限り**で消費税相当額を除いた本体価格（ただし、10,000円を超える場合は10,000円とする）

#### ■必要書類

・申請書（総務課自治振興係の窓口および町ホームページで

取得できます）

・領収書の写し

・安全基準に適合していることが分かるものの写し（商品の取扱説明書や証明書など）

・振込先金融機関の口座番号が分かるものの写し（通帳など）

#### ■申請方法

・窓口での申請の場合は、総務課自治振興係（役場南庁舎1階）までお越しください。

・郵送での申請の場合は、必要書類を（〒289-1692 芝山町小池992 芝山町総務課自治振興係宛）までご郵送ください。

## 町公式SNSを ご登録ください!

問 総務課 情報公聴係  
☎77-3921

町公式のFacebookおよびTwitterからさまざまな情報を発信しています。（ホームページ上で発信される情報も連携して受信できます）

### 《町公式SNSアカウント情報》

●Facebook  
『芝山町役場』



●Twitter  
『千葉県芝山町(公式)』  
@town\_shibayama



※FacebookおよびTwitterのフォローをお願いします。

## 国保

### 国民健康保険税 納め忘れにご注意

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国保税の納期限を過ぎると督促が行われます。納め忘れがある場合は早急に納付してください。

督促後も納めずにいると保険の給付に制限がかかり、通常の保険証の代わりに有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。

さらに、納期限から1年を過ぎると「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。

資格証明書は保険証と異なり、医療機関を受診した際いったん全額自己負担することになります。

#### ■国保税の豆知識Q&A

Q 国保税は誰が納めるの？

A 世帯主が納めます。国保では加入している一人一人が被保険者ですが、国保税は世帯主がまとめて納めます。

Q 国保税はどのように決められるの？

A 年度（4月から翌年3月）ごとに計算して決められます。年度の途中で加入人数が変わったり、前年の総所得金

額が変更になったりしたときなどは、再度計算し直します。

Q 年度の途中で加入・脱退した場合、国保税はどうなるの？

A 年度の途中で加入した場合、加入した月から年度末までを月割で計算します。

〈年度途中で脱退した場合〉  
加入した月から脱退した前月分までを月割で計算します。

#### ■各問合せ先

〈保険証に関すること〉

町民税務課国保年金係

☎77-3913

〈国保税に関すること〉

町民税務課課税係・収税係

☎77-3915・3916

